

○議長（高橋伸二君） 二十四番小畑仁子君。

〔二十四番 小畑仁子君登壇〕

○二十四番（小畑仁子君） みやぎ県民の声の小畑仁子です。

質問に先立ち、能登半島での水害で亡くなられた皆様に謹んでお悔やみを申し上げます。またとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

災害が立て続けに起きる現状から、災害現場で生じる問題に行政が機敏に対応できる仕組みへ変わっていくことが求められていると思います。しかし、今の宮城県では、いい施策ができて、障害者やその家族、支援者には届かずにいるのが現状です。障害の有無にかかわらず、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができるようにしていくためには、この現状を変えていくことが必要です。そこで、宮城県民の安全・安心を守る県政について、議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

初めに、特別支援学校での連絡ノートデジタル化について伺います。

宮城県では、令和二年九月に、都道府県で初めてとなるデジタルファースト宣言を行い、誰一人取り残さないデジタル社会の実現を基本目標として、県民サービスの向上、県内産業の活性化、働き方改革推進と、三つのDを重点目標としました。この取組での県民サービスの向上を直接肌で感じることはできたのは、県立高校の出欠や学校からの連絡がアプリを利用して行えることになったからです。長男が在学中の昨年度まで、欠席は電話連絡で、電話を受ける学校も、電話をかける家庭も、忙しい時間にやり取りせざるを得ず、大きな負担でした。今年度、次男が県立高校に入学し、アプリが使用開始できました。出欠の連絡、学校からの連絡がアプリを通して送られ、いつでも確認することができます。県のDX施策で生活が変わった、必要な情報が直接届くと実感しました。一方、特別支援学校での連絡方法としてアプリ活用はなされておらず、私が朝、特別支援学校に通う重い障害のある児童の登校前にヘルパーとして支援に行くと、保護者は学校との連絡帳の記入に時間を取られています。お手元の資料を御確認ください。

（パネルを示す）①・②は、実際に保護者と学校で記入したのになります。③は、教員・看護師が一枚で共有するタイプのものです。④・⑤・⑥は、教員と学校看護師、更に支援者の放課後サービスが記入するタイプで、学校ごとに違います。保護者からは、「出欠や教員、学校看護師への連絡をアプリで行い、定型文やチェック方式を活用

できるように、そして関係者がその情報を共有できるようにしてほしい。朝の忙しい時間帯を効率的に使えるようにしたい」という声が寄せられています。誰一人取り残さないデジタル社会の実現を掲げている県として、全ての特別支援学校がアプリを活用し手書きから脱却できるよう、システムの構築をすべきだと考えますが、知事のお考えを伺います。

次に、災害への備えについて伺います。

議員として活動し始めたときから、重い障害のある子供や大人の課題について取り組んでいます。しかし、近所に、我が子の同級生のきょうだいで、重い障害があり車椅子で生活をしている子供がいることを知りませんでした。重い障害を持って生まれた子供の多くは、幼児期から地域のこども園や幼稚園に通うことは困難で、療育を行う児童発達支援センターや事業所に通うことが多く、その後は地域の学校にある特別支援学級に通うか、特別支援学校に入学します。支援学校への登校は、学校の巡回バス、または、医療的ケアが必要な児童は保護者が送迎しています。放課後になると、多くのケースは学校に放課後等デイサービスの事業所の送迎車が到着し、事業所での療育を受け、十七時から十八時頃、自宅に送迎されます。つまり、障害を持つ子供の多くが、誕生したときから、地域から少し離れた施設を利用、家の周りの近所の人たちと関わる機会が皆無、若しくはほとんどなくなっています。私自身、地域の子供会で十年以上活動しながらも、地域内に重い障害のある子供がいることについて知らないまま、子供会への入会も案内する機会を持てずにいました。このことに気づいたとき、東日本大震災のような大規模震災や風水害が発災したとき、子供は家族と避難できるだろうか、避難所は地元の学校なのか、福祉避難所に向かうのか、家族での避難ができるのだろうかと考えたことが、障害児者の災害に対する取組に力を入れるきっかけになりました。

十三年前の震災の後、医療的ケア児者に関わった田中総一郎先生や、宮城教育大学教授の菅井裕行先生、そして、重い障害を持ち医療を必要とする、当時支援学校六年生のお子さんを育てる中で被災した石巻市の新田理恵さんから、私は学んでいるところです。障害児者の災害時の状況や支援についての資料は、大変貴重な記録です。田中先生が震災後に書かれた事例報告によると、石巻市に住み、寝たきりで人工呼吸器と酸素療法を受けながら在宅生活を送っていた特別支援学校高校二年生の生徒は、大震災当時、

在宅中で、津波が平屋建ての自宅を一瞬で飲み込み、天井付近まで浸水し、津波の犠牲になった。酸素吸入器と一緒に持って避難するためには、最低でも本人を抱っこする二人と医療機器を運ぶ一人、合わせて大人三人の援助が必要。避難するときに助けが必要な障害のある方を、いつ誰がどのように援助するかを決めておく必要がある。これは御家族だけでできることではない。町内会の助けや行政の仕組みをつくり上げることが求められている。今回大震災で私たちが痛感したことは、災害時の備えやマニュアルを福祉目線で見直さなければならない。そして、助かった人たちの声を聞くと、一番頼りになったのは、支援する側もされる側も、ふだんからつながっている人たち。障害児者がふだんから身近な存在として社会にあること、子供たちを中心にして私たち支援者がふだんからつながっていることが、震災時に大きな力を発揮するといえます。お手元の資料を確認ください。（パネルを示す）①の車椅子には吸引機・吸引に使う衛生材料、酸素飽和度測定器などが載せてあり、②には避難が長期化したときの衛生材料や栄養剤、③・④は人工呼吸器と酸素です。医療的ケア児に必要な荷物だけで、少なくともこの量になります。加えて、御家族は自分に必要な荷物があ、御家族だけの避難は極めて困難です。宮城県では、持続可能な防災まちづくりのために、自主防災組織の育成・活性化支援モデル事業など取り組まれています。医療を必要とする重い障害のある児者の地域での避難訓練についての取組状況を伺います。

これまでも、災害への備えとして防災訓練を各所で行ってきました。しかし、これらの避難訓練を見直すとき、被災直後から、実際に避難所ではどのような状況になっていたのかを、誰もが知っておく必要があります。特に、私たち政治に関わる者や行政の一人一人が、確実に実態を知っていなければなりません。発達障害のある子供たちや医療的ケア児は、災害時に慣れない場所で騒いだり、医療的ケアに必要な電源を確保できない等の理由で一般避難所にいられず、被災した自宅にとどまったり、自家用車の中で過ごさざるを得ないなどの課題があることから、日本小児神経学会は、障害のある子供たちの災害対策を進め、全国の支援学校を在校生が優先して受け入れられる子供のための指定福祉避難所として指定・公示し、ケアに欠かせない発電設備の確保や救済物資の充実などの必要な施設設備の促進を求める要望書を、内閣府、文部科学省、こども家庭庁に提出しています。提出後の記者会見には、石巻市の新田さん親子も出席されました。

熊本県では、熊本地震において障害のある児童等のいる御家族が指定避難所に行くことができなかった等の事例を踏まえ、福祉子ども避難所が特別支援学校に設置されました。東日本大震災を経験した我が県での、子供のための指定福祉避難所についての取組を伺います。

次に、障害児者の学びについて伺います。

以前、特別支援学校高等部を視察した際に、作業学習中の学生さんが出迎えてくれ、同じ年頃の息子がいる私には、随分しつかりしているなあと、校長先生にお話すると、「一般就労を目指して頑張っている」とお話がありました。特別支援学校高等部ではどんな教育活動が展開されているのかをよく知りませんでした。特別支援教育では、中学校卒業後に、一般就労を目指し、作業学習を中心として教科学習も行っていること、支援学校高等部卒業後は、一般就労か福祉的就労の二択になっている現状だと知りました。支援学校高等部にお子さんを通われている保護者の声を聞くと、「社会に順応するための学びはもう少し必要。ただ、実際には希望する方の数が少ないのは、まだそのような文化が宮城県に醸成されていないから。それにのっとなってきた保護者もいる。高等部の現状、卒業までの学びの改善を求めるより、卒業後の行き先を心配している保護者ばかり。それは卒業後の選択肢が少ないから」ということでした。日本が批准する障害者権利条約第二十四条第五項には、「締結国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する」とあります。障害のある子供たちが作業学習に追われる職業教育偏重型の教育は見直され、多様な進路が保障されるべきではないでしょうか。日本国憲法第二十六条第一項に定められているとおり、教育を受ける権利は誰にでもあります。障害のある子供たちの教育制度の見直し、整備について、県の所見を伺います。

子供たちからも、「私たちはもっと学びたい」という声が聞かれます。大阪府堺市で障害児者の「こころとからだの教育」を行っている千住真理子先生は、命の誕生について知ること、自分が大切な存在であることに気づく。自分の体、異性の体について知ると、体はすばらしいと気づく。男女、異性愛だけじゃない多様性を尊重することは、いろんな人がいることがすばらしいと知る。自分の体に誰が触れるか、自分に決める権

利がある。誰と付き合うか、キスをするかなど、性では自己決定が大切で、自分で決められるように育てる。障害があることでよく怒られたりいじめられたりする経験から、自己肯定感が低い子が多いので、自己肯定感を育てると話します。私が先生のお話で驚いたことは、従来から行われている、水着で隠すところと口はプライベートゾーンで、ほかの人に見せたり触らせたりしてはいけませんという教育は、大人が決めていることで、禁止のメッセージになる。好きな人ができて見せたり触れたりすることへの矛盾が生じる。そして、自分が決めるといふ体の権利にならない。むしろ、自分の体は大人が決めるものと思ってしまう危険性がある。体全てがプライベートパーツなので、自分の大切な部分は自分で決める。相手やその時の気持ちで、その部分は変わることもある。だからこそ、性器を含めた体の学習が大切になるということです。障害の特性から、大人から言われたことをよく守るため、触れられること等を禁止されると、それを守り続け、人に接触してしまう満員電車やバスには乗ることができず、働きに行けないことがあります。以上のことから、障害のある人たちに、障害者権利条約第二十三条「家庭及び家族の尊重」に従い、こころとからだの教育を行う必要がありますが、宮城県の特別支援学校での現状を伺います。

次に、学校で医療的ケアを行う看護師について伺います。

医療技術の進歩に伴い、たんの吸引や経管栄養、酸素投与など、日常生活に必要な生活援助行為としての医療的ケア児が増えており、ここ十年で約二倍に増加しています。医療的ケアを必要とする子供が成長し、就学する際には、看護師の支援が必要になってくるが多く、特別支援学校や地域の公立学校で支援する看護師がいます。学校における看護師の主な役割は、医療的ケアの実施等を担うことにより、児童が安心して教育を受け、教員も教育の効果を高められるよう、環境を整えることだと思います。医療機関で患者の支援をしてきた看護師にとつて、学校での勤務は戸惑いや様々な問題が生じています。教育の現場は、病院とは支援の目的が異なるため、看護師としての役割が分からなくなったり、看護師も少ないことから、孤独になったりして離職につながることもそもそも就職先として選択されないことがあり、現場の看護師不足も深刻です。医療が必要な子供に関わる看護師の不足や不安を軽減するために、定期的な研修などの支援体制の整備が必要です。研修等を通し、看護師同士情報交換ができたり、実技で日進月歩

の医療を学ぶことができ、小児科での経験が少ない人も、ブランクがある人も、今現在学校で看護師として働いている人も、自信を持って現場に向かえます。宮城県における学校看護師の育成・支援についての取組を伺います。

また、私がこれまでサポートしてきた子供の例を挙げると、看護師が宿泊勤務することができないことから、宿泊を伴う学習や修学旅行に保護者が付き添う、付添いが困難な家庭はこれらに参加できない現状があります。宿泊学習は、保護者から離れ、児童の成長・発達を促す貴重な機会であり、保護者自身も子離れをする貴重な機会です。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律において、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充や、保護者の付添いがなくても支援を受けられるようにするための取組について伺います。

最後に、移行期医療について伺います。

医療にかかるとき、子供の頃は小児科が多く、私自身も、中高生時代に小児科から内科に受診するようになり、我が子も同様でした。これは成長・発達により身体が大きくなり、使用する医療機器の大きさも変わってくることで、血圧、脈、検査データなど、小児と成人では正常値が違うこと、成人期が好発年齢の疾患があることなどがあるためです。一方で、医学の進歩により、小児期に発症した病気や障害を抱えながら成長している人たちは、小児から成人への医療の移行が自然に移行することが困難な方たちもいます。移行が困難な理由は、成人を見ている医師が障害者との接し方に不慣れなこと、移行に適さない事例にもかかわらず病院の方針で移行しなくてはならないなどがあります。子供は保護者や主治医から病気の説明を受けることなく成人期を迎え、通い慣れた小児科から移行することに強い不安を抱き、本人が主体性を持って受診することができない状態です。そこで、小児期から成人期に入れば診療移行することを視野に入れ受診することが必要で、移行への支援体制として移行期医療支援センターが全国で九か所設置されており、先月二日、十か所目となる移行期医療支援センターが宮城県こども病院に設置されました。議員一期目のときから、移行期医療について、受け手側の病院、移行に戸惑う御家族から多数御相談を受けており、当事者家族が知事に要望書を提出した際には同席させていただき、当事者とともに待ち望んでいました。センター設置により、重い障害があり移行を迫られてきた御家族からは、「うちが移行期の一例目になるので

はないか」と、前向きな声が聞かれました。我が県には、センター以外にも、移行期支援に関わる県の委託事業が幾つもあります。小慢さぼーとせんたー、宮城県難病相談支援センター、しんぼし、仙台エコー医療療育センター、ちるふあと、大変心強い支援体制であります。各センターの事業内容や予算、事業報告を確認すると、重複する活動もあります。限られた予算で、各センターが力を発揮できるように、県がリーダーシップを取り、横串の連携が取れるよう支援する必要がありますが、県の所見を伺います。

先日、移行期医療に関わる宮城県難病相談支援センターへ伺いました。主に成人期の方々の御相談に携わっていますが、小児慢性疾患の方からの御連絡もあり、医療・福祉制度についての問合せ対応、患者向けの研修、更に進学・就労をはじめ、結婚・出産などライフイベントに関わる御相談など、多岐にわたる相談支援をされています。難病相談支援員の方からは、センターが受ける相談の内容は自律に関わることが多く、移行していく上で、自律支援は非常に重要であると言います。移行期を知らない世代、段階を踏まずに移行した世代では、大人になって自分の障害を受容できなかったり、親子で共存であったり、親が寄り添い過ぎたり、就労にも影響を及ぼしているそうです。このことから、小児期から親子でいつか小児科を卒業して成人へ移行する訓練が必要だということが分かります。そこで、前回紹介させていただいた、移行期を支援する病院ノートを、改めて取り上げさせていただきます。お手元の資料を御確認ください。（パネルを示す）このノートは、当事者である宮城県心臓病の子どもを守る会の会員さんが、様々な疾患にも対応できることを念頭に、当事者、当事者家族、支援者とともに作成しています。内容を見ると、お子さんが受診までの間の状態や担当医に聞きたいことを記入したり、受診した際は検査内容、データ、診察の結果などを記入したりします。担当医、保護者からのサイン、作成者から当事者の保護者へ向けてのメッセージなど、自律支援に向けて、様々な知恵と工夫がされています。ノートを幅広く活用していくためには、医療従事者の協力も重要で、そのためには、県からの後押しが必要です。自律支援に非常に重要な役目を果たすであろう病院ノートに対する所見を伺います。

最後に、今回、質問作成に当たり、快く資料を提供していただいた皆様に感謝を申し上げます。壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございますございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 小畑仁子議員の一般質問にお答えいたします。

大綱一点、宮城県民の安全・安心な暮らしを守る県政についての御質問にお答えいたします。

初めに、医療を必要とする重い障害のある児者の地域での避難訓練の取組状況についてのお尋ねにお答えいたします。

重い障害のある児者など、特に支援を要する避難行動要支援者については、できるだけ早期の個別避難計画の作成が市町村に求められているところであり、計画の実効性を更に高めていくためには、地域における関係者間の平時からの関係づくりや、避難訓練等を積み重ねていくことが重要であると考えております。市町村においては、地域住民や消防団、自主防災組織等と連携した避難訓練が随時行われているものと承知しておりますが、県では、宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドラインを策定するとともに、研修会や出前講座等を通じて、他の自治体の好事例を情報提供するなど、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難が図られるよう、働きかけを行ってまいりました。県といたしましては、今後も、個別避難計画の作成とともに、この計画に基づく避難訓練の実施など、避難誘導等の支援体制が地域の実情に応じて着実に確立されるよう、市町村を支援してまいります。

次に、子供のための指定福祉避難所についての御質問にお答えいたします。

障害児者にとって通い慣れた場所が福祉避難所となることは、心身への影響も少なく、不安の払拭につながるものと考えております。福祉避難所については、一般の避難所では避難生活が困難な障害児者などのため、バリアフリー等の基準を満たした施設を市町村が指定することとされていることから、県では、宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドラインにおいて、具体的な基準や留意点を示すなど、災害発生時に要支援者の円滑な利用が確保され、必要な支援を受けることができるよう、市町村に働きかけを行ってきたところであります。県内では、三つの市町において特別支援学校を福祉避難所としているほか、児童福祉施設や障害福祉施設を指定・確保している市町村もあることから、県といたしましては、地域の実情に応じた市町村の取組を引き続き支援してまいります。

次に、移行期医療支援に関わる関係機関の連携についての御質問にお答えいたします。

小児慢性特定疾病児童等の小児医療から成人医療への成人移行支援については、今年九月二日に、県立こども病院に宮城県成人移行支援センターを新たに設置し、取組を開始したところであります。今後、成人移行に関する課題に対応していくためには、難病患者や障害児者を支援する多くの関係機関が適切に役割分担を担い、連携を密にしていくことが重要になるものと認識しております。そのため、県といたしましては、地域における小児慢性特定疾病児童等への支援に関する地域支援協議会や、医療的ケア児等への支援に関する支援検討会議を通じて、医療関係者や支援機関、当事者等との間で情報共有と意見交換を行い、相互に連携した医療・相談体制の整備に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点、宮城県民の安全・安心な暮らしを守る県政についての御質問のうち、病院ノートの活用についてのお尋ねにお答えいたします。

小児慢性特定疾病を抱える患者とその御家族が成人期への移行を円滑に進めるためには、小児期と成人期をそれぞれ担当する医療従事者との連携の下、自身の病気への理解を深めることで病気に向き合い、自らの意思で成長の段階に合わせた必要な医療や支援を決める自律支援の取組が重要であると考えております。御紹介のありました病院ノートについては、患者が自分の症状などを記入して、その状況を医師に伝えたり、医師からの話を記入することで、病気への理解とともに、医師とのコミュニケーション方法を習得できるようになるなどの効果が期待されます。また、患者とその御家族が成人期への移行に向けた心の準備ができるとともに、患者の成長や理解度が可視化されるなど、自律に向けた重要なツールになるものと認識しております。県といたしましては、病院ノートの取組を成人移行支援センターと情報共有し、医療従事者への周知も含めた活用方法などについて検討を行い、円滑な自律支援の体制の構築に向けて、引き続き取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱一点、宮城県民の安全・安心な暮らしを守る県政についての御質問のうち、特別支援学校での連絡アプリの活用についてのお尋ねにお答えいたします。

県教育委員会では、今年三月に改訂した教育振興基本計画において、教育DXの推進を掲げており、特別支援学校においても、欠席連絡などにアプリを活用する学校も出てきております。一方、学校と保護者が情報共有するための連絡ノートについては、児童生徒一人一人の日々の健康状態をきめ細かく共有できるよう、その障害種別や障害の程度によって、学校ごとに様式を作成し、活用しているところです。連絡ノートについては、子供の障害の状態や服薬、家庭での生活の様子など、秘匿性が高い個人情報が含まれることに加え、児童生徒によって、情報共有の範囲が学校と家庭だけでなく事業所などが含まれる場合があります。電子化するに当たっては、高度なセキュリティ対策が必要になると考えております。県教育委員会といたしましては、今後、保護者の負担軽減の観点も踏まえ、他県の事例なども参考にしながら、連絡ノートの在り方について検討してまいります。

次に、職業教育偏重型教育の見直し等についての御質問にお答えいたします。

県立特別支援学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童生徒の将来の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた指導計画を策定し、発達段階や障害の状態に配慮しながら指導・支援に当たっております。実際の授業では、障害の状態によって、体験的に学ぶことで学習内容が身につく生徒もいることから、作業学習においては、作業活動を通して、国語や数学などの内容も合わせて学ぶなどの工夫をしているところです。近年、社会全体の障害に対する理解が進み、卒業後の進路について多様な選択が可能となつてきていることから、県教育委員会といたしましては、特別支援学校の生徒が多様な進路選択ができるよう、教育課程編成や指導体制について、更に充実を図ってまいります。

次に、特別支援学校における心と体の教育についての御質問にお答えいたします。

特別支援教育においては、児童生徒の将来の自立と社会参加に向けて、自己決定能力を身につけさせることが重要であると認識しております。特別支援学校では、児童生徒の年齢や発達段階に応じて、教育課程の中に性に関する指導を位置づけ、小学部段階では、毎日の着替えや身だしなみ、トイレの使い方やプライベートゾーンの約束事など、中学部・高等部段階では、公共の場でのマナーやエチケット、同性や異性との関わり方、結婚生活などについて指導を行っているところです。県教育委員会といたしましては、特別支援学校の児童生徒が性に関する正しい知識を身につけることで、自分の生活や生き方について主体的に決定できるように、教育内容の充実に努めてまいります。

次に、学校看護師に対する育成・支援に関する取組についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、特別支援学校に在籍する医療的ケア児の人数及びそれぞれのケアの内容に応じて、必要な学校看護職員を配置しているところです。学校における医療的ケアについては、医療機関とは異なり、医師がいない環境でケアを行う必要があることや、教育活動との連携を求められることなどから、学校看護職員の担う役割については、特殊性があるものと認識しております。県教育委員会では、こうした特殊性を踏まえ、業務に従事する学校看護職員の不安などを解消するため、年度初めに、学校看護職員としての役割や学校内における多職種連携の重要性などについて研修を行っているほか、夏季休業中には、緊急時対応に関する実技演習や情報交換会などを実施しております。県教育委員会といたしましては、学校看護職員が不安を抱えることなく医療的ケアに従事できるよう、引き続き、学校看護職員のニーズ等の把握に努めるとともに、効果的な研修の企画・実施に取り組んでまいります。

次に、宿泊学習における医療的ケア児に対する教育体制の拡充等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、令和三年九月の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受け、医療的ケア児の支援及びその家族の負担軽減に向けて、医療的ケア児が家族の付添いなしで安心・安全に通学できるよう支援する取組を、モデル的に実施しているところです。宿泊学習の実施に当たっては、その教育的効果等を踏まえた上で、医療的ケア児の安全確保を最優先に、日中のケアとは異なる夜間のケアに対する安

全性の確保等を勘案し、現状では、保護者に対して付添いをお願いしているところです。県教育委員会といたしましては、宿泊学習における支援の在り方を含め、医療的ケア児の支援及びその家族の負担軽減の取組について、他県の情報も収集しながら、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 二十四番小畑仁子君。

○二十四番（小畑仁子君） 御答弁ありがとうございます。移行期医療の病院ノートに関しては、本当にすごく丁寧に、お母さんたちが一生懸命、当事者の子供にも声を聞いて、そしていろいろな機関に行ってですね、小慢サポートさんに行ったりとか、難病支援センターに行ったりとか、ちるふあに行ったりとか、本当にたくさんの人たちに相談しながらつくっているの、ぜひ県からの支援をお願いいたします。要望します。

それでは再質問させていただきます。ノートデジタル化についてなんですけれども、入学のときにも、やはり医療的ケア児に関しては病状のこともありますので、細かく手書きのものがあったということで、私たち健常の子供に関してももちろんありますけれども、今回七枚お母さんが手書きで書くということがあって、そのときに、じゃあフォーマットをくれないかと、結構、今のお母さんたちって自分たちでも病歴とかをパソコンで入力してまとめて、いつでもどこでも何か求められたときに出せるようにまとめている方が多いんですね。何度も書くのが手間だということで、今回それを学校に「フォーマットをください。入力しますので」と言ったら、「いや、ちよつと手書きでお願いします」というような声をかけられて、まあ仕方なくというか、そのまま手書きで出した。そしたら数日後、先生のほうから「お母さん、これ入力したので、間違いないか見てくれませんか」という形で入力したものを見せられたと言うんですね。学校の先生も手間ですし、お母さんの要望もかなえられていないというところでは、今、デジタルファースト宣言が十分に生かされていないなというところをすごく感じたのですけれども、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 特別支援学校のほうにもICT、整備してきているところなんですけれども、運用の面で、今お話のあったような現状はあるんだと思っ

ています。やはり保護者の方の不安、負担、そっちのほうは私も十分認識しているつもりですので、そういうことを一つ一つ変えていけるように、また、先生方の負担の軽減にもつながると思いますので、学校のほうによく働きかけて、そういったことを一つ一つ改善できるように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 二十四番小畑仁子君。

○二十四番（小畑仁子君） お母さんたち、負担というか、私たち支援者側としては、やっぱり子育てを助けるというところをお願いしていきたいと思います。名取の支援学校とかでeメッセージは使われているのかは知っているんですけども、全部の学校に行き渡っていないというところでは、やっぱり支援学校さん、導入しにくいというのはよく分かるのですけれども、一番大変な、やることの多い部分だと思うので、そのところをトップダウンでお願いしたいです。全部の学校に、出欠だけでもいいから、ちよつと取り組んでくれないかということをお願いしたいと思います。要望いたします。

医療・福祉の現場では、宮城県独自のMMWINというシステムがあります。しかし現場のほうでは、メディカルケアステーションというチャット式のアプリの利用率のほうが高いというふうに聞いております。現在、MMWINのほうの活用状況はどうでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 医療機関等々、普及を図っております、まだ全部行き渡っているということではありませんけれども、例えばコロナの対応の中でも、宿泊療養施設下のときの医療データのやり取りですとか、そういったものに有効に活用されたこともありまして、今後とも、普及と利活用の促進に向けて、様々な取組を展開していく段階で種々取組を進めている状況でございます。

○議長（高橋伸二君） 二十四番小畑仁子君。

○二十四番（小畑仁子君） 私もMMWINの会社の方とお話をしまして、とても素晴らしい機能だなというふうに思っております。今回、今年から、何か東北大学もカルテ開示をされるということで、よりもっと拍車がかかるのかなというふうに思っているんですけども、現場は何かそっちのほうではないような声も聞かれました、やはりカルテ開示してくださると、支援者側としては、悪い状況で引き取ること——支援者という

か病院側ですと、状態悪い状況で受け取ることが多いので、その人たちがどれだけふだんいい状況なのかというのを知らずに、マックスどこまでがこの子のいい状態なのかなあということも知らないまま受け取るので、できればカルテ開示をしてあると、どこまでをゴールに目指して私たち支援していけばいいんだということも分かるので、本当にこういう機能を広く広めていただきたいなど思っているんです。けれども、医療的ケア児者にとっては、やはり医療と福祉のアプリと、あと学校ですね。学校の、ふだん、どういうふうな日常生活を送られているのかという点を結びつけて使っていただいたほうが、すごくやりやすい。本当にこの子の全体がその一つで見られる。で、M M W I N みたいなきちんと個人情報保護ができているのであれば、この辺りもぜひ結びつけてやっていただきたい。医療・福祉、教育、結びつけてやっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 様々な利活用のやり方、また、患者の物すごい膨大な蓄積されたデータの活用方法等については、これからもいろんな方向での検討なり発展性が期待される部分もございます。御提案いただいたような趣旨も含めまして、今後の検討等に生かしてまいりたいと思います。

○議長（高橋伸二君） 二十四番小畑仁子君。

○二十四番（小畑仁子君） 昨年八月、知事は講演会のほうで、DXを進めるためには一時的に行政コストが増えることはやむを得ないことだと思っておりますが、最終的には県民サービスの向上だけでなくコストダウンも図れることが重要と話されています。弱い立場の人を切り捨てることなく、DXに取り組んでいただけるよう要望いたします。

続きまして、特別支援学校に今年小学校一年生で入学して、一週間で就労支援についての冊子が配布されて、夏休み明けには就労支援と生活介護の事業所の案内の冊子が配布されたというふうに聞いております。これを保護者の方が受けて大変ショックだったということでした。もうこの二択しかないというふうに言われてしまったような気がするということでした。障害児の教育を受ける権利や自己決定権、法の下での平等に違反するように感じますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 特別支援学校に通う児童生徒が卒業後に多様な進路選択を実現するためには、二つあると思っております。やはり地域社会において障害者の理解を進めていくということと、こちら側、特別支援教育を行う側もその児童の活躍できる場を広げていけるように、教育内容の充実というのを日々図っていくことが大変重要なというふうに思っております。今回様々御質問いただきましたけれども、やはり我々も反省すべきところは、特別支援学校で行われている教育というのを、あまり皆さんに知っていただく機会というのが少なかったのかなというふうに思っております。やはり地域の理解も深めていくということに対して、我々、今新しい将来構想をつくっているんですけれども、特別支援学校にもコミュニティスクールを導入しようと思っております。やはり地域の中で一緒に育てていただければありがたいなというふうに思っております。そういった地域の理解と、こちら側も変わっていくということが両方あって、子供たちがいろんな将来の希望をかなえたり進路を選択できるようなことになるというふうに思っておりますので、いろいろ御指摘いただきました課題もたくさんあると思いますけれども、しっかりと一つ一つ解決しながら、一番は子供たちにとって一番いい教育環境ができていくということだと思いますので、引き続きしっかりと努力してまいりたいと思います。

○議長（高橋伸二君） 二十四番小畑仁子君。

○二十四番（小畑仁子君） ありがとうございます。大変うれいす。本当に私自身、反省しているんです。近所に重い障害を持っている子がいるということを知らずに活動していたことが大変恥ずかしいというふうに思っています。やはり防災に関しても、地域にこの子供たちがいるんだということを知ってほしい。でも知る機会がないのはやむを得ないというところもあるんですけれども、その子供たちが出やすい地域、宮城県になればいいなというふうに思っております。今回、本当に皆さんから協力をしていただいている資料提供していただきましたので、ありがとうございます。一般質問を終了いたします。ありがとうございます。